

# 令和5年度奈良県入浴料金協議会議事概要

1. 日時 令和5年7月31日（月） 午前10時～11時15分
2. 場所 奈良県庁第1会議室
3. 出席者 池本昌弘、大中晴人、大西弘一、艸香和子、  
齊藤宗之、寺田豊子、森本恵子、山崎美隆（敬称略、五十音順）
4. 会議

## （1）開会

## （2）会議の成立について

委員定数8名全員が出席していることから、奈良県公衆浴場入浴料金協議会規則第5条第2項に基づき、協議会の成立を確認。

## （3）会議の公開・非公開について

「審議会等の会議の公開する指針」で定められているとおり、審議会等の会議は原則として公開するものであるが、本審議では、奈良県情報公開条例第7条第3号ア「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当することから、非公開が妥当であると事務局より報告し、会長が委員に会議の非公開について諮ったところ、全員異議なく承認。

## （4）議事

事務局から公衆浴場入浴料金統制額の改定案（下記）及び改定の経緯等について説明し、続いて、山崎委員より公衆浴場の経営実態等について説明があった。

それを受け、公衆浴場入浴料金統制額について協議され、委員より、行政からの公衆浴場・公衆浴場利用者への補助、公衆浴場営業者の経営・跡継ぎ状況について質問があり、事務局及び山崎理事長より説明を行った。また、物価が高騰していることから、値上げは仕方ないが、地域の利用者のコミュニケーションを取る場として、経営を続けてほしいとの意見があった。

最終的に、協議会として令和元年に現行統制額が定められた後、長期にわたるコロナ禍やエネルギー価格等の高騰という大きな社会変動があり、特にエネルギー価格は、今なお高止まりの状況であり、公衆浴場の経営を圧迫していることを踏まえ、統制額の改定はやむを得ないものと判断した。

大人（12歳以上の者）	： 480円
中人（6歳以上12歳未満の者）	： 200円
小人（6歳未満の者）	： 100円

## （5）閉会